

參議院大藏委員會會議錄第三号

出席者は左の通り。

西川甚五郎君
土田國太郎君
平林剛君

平林
剛君

青柳 秀夫君

岡崎眞一君

木内 四郎君

白井 勇君

藤野 繁雄君

宮澤 喜一君

小林 政夫君

岡三郎君

中川 幸平君

藤枝 泉介君

正示啓次郎君

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

村上孝太郎君

渡辺喜久造君

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

六寸字之印書

才木常沙良君

小田正義君

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

崎谷 武男君

1

案件

SECRET

會議録第二号

について、今後国内においてもこれの問題についていろいろと研鑽が続られて行くものもあると思うのである。そういうふうなことから、国内のこういう機械生産というものを奨励の意味においても、こういうものがあえす加除訂正されて行く必要があるのではないかと思いますが、そういうことはどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点全くおつしやる通りでございます。我々も同じように考えております。いまして、当初に一応重要機械として免税して入って参りましたものが、それがまあ一応モデルのようなものになりまして、国内でもってそれが順次生産されていくようになる、もう輸入する必要がある、こういうことになりますと、それは価格の点から言いますと輸入の方が安いかもしれません、そのために関税があるのでございますから、従いまして、そういう国内生産なもうすでに可能であり、もう外国から輸入する必要はない、こういうもののは度こういう機械が入って来る。で、これは国内生産からみしても、ちょっとこれは金との関係を抜きにして、国内ではいいものではない、こういうものが参りますと、やはりそれを追加して載せていく。年に何回か頻繁に一応やりまして、今のお説のような線では実行して参っております。

○岡三郎君 次に脱脂粉乳ですが、これは学童給食その他で、免税は私は結構だと思つたのですが、しかし政府が当初いろいろ方針を述べられまして、中で、国産奨励というふうなことで、国産品奨励という形で、まあこれは一方においては酪農振興の問題とも結びつくと思つたのですが、先般たまたま国内生産品をやったところが、八雲工場のあるあたりという問題で、また逆戻りするということにもなると思つたのですが、今後どういったような乳製品全般、これはまあ酪農振興との関連もあるのですが、どういった点について、将来の一つの見通し、考え方、われわれとしては安くていいものを入れるということには異議はないけれども、現在のように沈滞している酪農事業、こういったものも国家的に助成して大いにやならねばいかんということも言われているわけでごさいますから、こういう点について一応御意見を承わっておきたいと思つた。

○政府委員(渡邊喜久造君) 学童給食の脱脂乳を免税して参りました趣旨は、今のお話にもございまして、われわれとしましては、学童給食をできるだけ低廉にやっていきたい、こういう見地で作って参りまして、現在の状態におきましては、結局所要量が三万トン程度あるのをごさいます。国内生産は恐らくまあ五千トン程度にすぎないだろう。で、この間のような問題もあつたわけでごさいます。今後の問題としましては、われわれの方も一面においては、まあ学童給食を低廉にしたいという気持と、一面においては、御趣旨の、国内における酪農業をどうもつていくかという問題との調整

問題があるわけでごさいます。将来の問題としましては、その二つの矛盾する要請ではございまして、これをよく考えました上で、関税の場合においてもどう措置するかという点は、それを考慮して結論を出して参りたい。ただ差し当りましては、まだその結論がつかねておりますので、現在のような法案の提案になつておる次第でござい

○岡三郎君 補助金について一言お聞きしたいと思つたのですが、ここに書いてあるように、補助金制度全般にわたる結論を現在審議するには、しばらく時を貸してもらいたい。やがて政府の方針に従つて全部御審議をせざるを得ない。こう出ているわけですが、そこで、きのうも申しましたが、衆議院の方の付帯決議という線、これをどういうふう具体的に化するかと、この問題と、政府の方は補助金を削減して、他の重点施策の方へ資金を回したいという考え、まあそういうものが今重複してきていると思つた。ここに補助金等の問題が一応出ているわけですが、衆議院の方の予算審議における付帯決議が、政府の今後の方針とからんで十分御検討になると思つたのですが、大蔵省としては、この補助金関係に対する復活意向というものを、こういったものが、きのうのあれでは十分考慮しなければならぬ、こう言つておられますが、これは、いつごろまでに明確にするのか、一つお答え願ひたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 補助金全般の検討は、これはもちろん予算との関係もございまして、政府がしつぱしつぱ算委員会その他で申し上げましたように、大体四月の十五日ごろを目途として予算を御提出申し上げたい、こういう考え方を持っております。従いまし、至急にその十五日程度を目標にいたしました間にこの問題も解決しなければ、予算との関係もございまして、あと二週間ぐらいの間には結論をもつてこなければなりません。そういう考え方で折角作業を進めております。それから、なお、衆議院の予算委員会における付帯決議との関連はどうかというお尋ねでございまして、もちろん付帯決議の趣旨は十分に尊重申し上げなければならぬと思つた。ただあの条項にもございまして、二、十九年度に組んだ補助金で、しかも十九年度で必要のなくなったもの以外は組めという御趣旨でありまして、この必要のなくなったという点と、この必要のなくなったという点と十分考慮いたしまして、全体といたしましては、なるべく補助金のうちの、多少言葉が過ぎるかもしれませんが、必要の程度の非常に薄くなったものについて、極力整理をいたして参りたい、こういう考え方を持っております。○岡三郎君 この四、五の補助金の暫定補正というものはやらないんですか。

○政府委員(藤枝泉介君) 暫定予算の補正を出すかどうかという点につきましましては、あの付帯決議をめぐりましていろいろ御議論があつたようでござい。御趣旨は、要するに四、五月分を本予算等において見ないことはいい、こういう意味と解釈いたしておりますので、必ずしも暫定予算の補正として別の予算を出すということでは

あります。その結果といたしまして、四月に新入学児童に教科書が無償で配布できないという結果が出て参りますから、その意味では、お言葉のように、政策が盛り込まれてゐるのではなかつたかという御議論はごもつとどとは存じますが、私どもの気持といたしましては、先ほど申し上げましたように、二十九年度補正後の状態をそのまゝ二カ月延ばしていただく、こういう考え方で提案を申し上げたような次第でござい

○木内四郎君 今に關連して政務次官に伺いたいのですが、今非常に御苦心のあるような御答弁で、その意味はわからんことではないのですけれども、この問題は選挙當時の、まあ今は首を切られましたが、極めて重要な意味を持つと思つた。その当時におきましては、教科書を無償で配給するといふようなことを前の文部大臣は放言したと思つた。そのために首を切られたらどうと思つても、それとの関連においては、今、小林委員の質問されたことは非常に大きな意味を持つものだと思つた。そう軽く扱わないように一つ、していただきたいと思つたのですが、その点について政務次官から御答弁を願ひたいと思つた。

この提案を申し上げました理由は先ほど申し上げました通りであります。それと補助金等について根本的な検討を加えたいという考え方は、相当将来にわたっての考え方を申しておりますので、三十年度限りの問題でなく、将来にわたってのさらに補助金等についてどうするかという根本的な問題も考えて、本予算とあわせて御審議をいただきたいというふうに考えておるような次第であります。その点はまづに御指摘の通り、あるいは三十年度について非常に政策を盛り込んだということに言えるんじゃないかという御議論については、三十年度限りを考えて参りますとそういう点も出て参るのであります。将来全体を見渡して、補助金等の根本的な解決の際に、さらに御審議をいただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○木内四郎君　そうすると、まあ御説明の趣旨はわかりましたけれども、補助金の問題を根本的に考える、この問題はこれはいいことだと思ふのですけれども、本年度に関する限りにおいては、まあ公約違反第一号はこれによって法制化することになるのです。が、そういうことになるのだと思うのです。が、それについて、「電力料金が第一号だから、これは第二号だ」と呼ぶ者あり。

○政府委員(藤枝泉介君)　まあ内閣の公約と申しますか、どういふふうに御解釈いただくかわかりませんが、実はお話がありましたように、安藤前文部大臣が教科書無償配布について非常に御熱心な御態度でありましたことは私も承知いたしております。ただ諸般の事情からそれができなくなるよりな

結果になりました。安藤文部大臣の御発言に対しては、あるいはそれと反した結果が出て来たかと思ひますが、私もといたしましては、必ずしもこの教科書無償配布ということを、竟として、あるいは内閣として大きく打ち出したというふうには考えておりません。ことを御了承願ひたいと思ひます。

○木内四郎君　今のお話は私非常に意外だと思ふのですが、時の文部大臣が無償で本を配布するというようなことを言った、それは政府で言ったんじゃないというふうな御答弁は、私は承服できないのであります。これ以上追及されても、あなたから御答弁になることは困難だと思ひますから、私の質問はこの程度にとめておきます。

追ひ込まれました結果、二十八、二十九年度の補正後の状態を、取りあえず二カ月間お延ばしをいただきたいというふうな考え方をもちまして、これをもう一度御提案申し上げた次第であります。

なお、この臨時特例法を前回の国会において提出いたしました当時の日本の財政状態、あるいは国際収支の関係等につきましても、多少の改善はあつたといひましても、さらに相当な財政の圧縮をいたしまして、将来の経済発展の地固めをする状態であるといふことは、前回この法律案を提出いたしました御審議を願つた当時とまだ事情は変わっていない。その事情の変化もないところでありまますし、また暫定予算を御審議願ひなければならぬといふこの現実の状態とにらみ合せまして、実は二十九年度補正後の状態を、そのままだに取りえず二カ月だけ延ばしていただきたい、こういうことが私どもの趣旨でございます。

○平林剛君　まあ何と弁解されようとも、私はこれは政府が国会の結論というもののに反した法律案を出して来たという現実が否定できないと思ふんです。しかもその理由は、選挙があつたとかというところであります。それが一般社会に、鳩山政府は自分の行政のことを放りっぱなしで選挙をやつておつたという非難を受けている元になると思ひます。全般的に言ひましたら、やはり私は政府としての怠慢をやはり責められなければならぬと思ふんです。特に今回出された名目を見ましても、国の財政の健全化の目的から補助金について整をする必要があるから、もう少し考える時間はいいとい

うのであります。が、この逆に、これとくつつけて出した国債整理基金への繰り入れに関しては、国の財政の健全化という建前から言へば、考え方にもよりますが、矛盾をしたように私は見受けるわけでありまます。特にその意味でお伺ひをしたいと思います。が、この国債整理基金への繰り入れに關して期限を延期するといふことは、もちろん金額は少ないかも知れませんが、国の財政の健全化といふ目的からは反するのではありませんか。これは一つお考えをお聞きしたいのであります。

○政府委員(村上孝太郎君)　ただいまの御質問にお答えいたします。前々回でございませうか、この提案理由説明を政務次官にやっていたいただきましたあとで私が簡単に補足説明を申し上げたのでございませうが、国債整理基金への繰り入れの法律と申しますものの内容は御存じのごとく二つばかりございませうが、いま御指摘の点は、おそらくその第一条の償還と言ひますか、減債率を停止するといふことが、むしろ借金を残しておくといふ意味において健全財政に反するのではなからうかと、こういう御趣旨だろうと存じます。この点について御説明を申し上げますが、実は万分の百十六の三分の一という償還率は、大正四年の當時におきましてこの減債率から引き出されたところの減債率でございまして、その後いろいろな経済の変化もございまして、現状におきましては、すでにこの万分の百十六の三分の一というものは、むしろそういうふうな少額な償還をするといふことが不健全なのであります。これを停止いたしまして、現在行なわれておる財政法六条の剰余金の二分の一というもののほうが、ちよつと逆説的に申し上げますが、償還を早める結論になっております。と申しますのは、剰余金の二分の一と申しますと、大体年々二百億、程度のものが剰余金の半分になっておりますが、この万分の百十六の三分の一と申し上げますと約十七、八億、二十億程度のもののでございまして、こういうふうな、かつての減債率をそのまま法律に残しているのが非常に怠慢であるというお叱りは受けるかも知れませんが、これは財政法六条の剰余金の二分の一を繰り入れまますという法律がございまして、国債整理基金特別会計の根本的改正を年々政府としては考えて参つておる次第であります。その根本的な改正をいたしました際に、この法律を根本的に改正しまして、現在の事情にあつた率にいたしたいと思つております。

○平林剛君　この万分の百十六の三分の一というやつ自体が大正時代の計画に基いたといふ……、だから額が小さくなる、これは当り前の話で当面は、だから、そういう意味では、現在の段階においての総合的な考え方から計画を立ててこの数字をはき出して、くれ、いまのように十七億、二十億足らずといふことはないわけでしょう。

年度の剰余金が四百億ばかりございまして、その二分の一の二百億程度が償還されるという結果になるだろうと存じます。この二百億で、現在国債残高が四千四百億ございまして、年々二百億というペースで行けば、二十二、三年というところで全部の国債が償還できることになるわけでございまして、国債の償還をどうしたらいいかという問題はいろいろございまして、い点がございまして、わが国の現状では、結局毎年の償還を平準化するというか、毎年々々平均的に返していくという考え方が一番大きな問題ではないかと思ひますが、そうしますと大体四千五百億の国債を三十年程度に償還しますと百五十億程度ということになります。現在の剰余金の二分の一で償還して行くということでは十分ではないかと思ひますが、そうしますと、この点はまあ毎年の歳出財源に圧迫を加えないという点もいろいろと考へねばなりませんので、将来国債整理基金を整理します際に、それらの諸点も考慮いたしまして経済計画を立てたいと、こう思ひております。

○平林剛君 この国債整理基金への繰り入れということ、補助金等に関する特例の期限を変更する法律案の二つを並べた特別な理由があるのですか。

○政府委員(村上孝太郎君) 技術的な法案の形式でございまして、私のほうから御説明申し上げますが、確かに国債整理基金と補助金等に関する特例というものは、ちょっと字づらを見ますと違つてゐるわけでございますが、先ほど政務次官から御説明になりましたように、昭和二十九年の補正予算後の状態を二ヵ月延ばすということに照

応する、いわば暫定予算と表裏をなします法律案としましては、現在御審議を願つております歳入に関する期限立法と申しますものと、歳出に關しましては、この二本の期限法を延ばしますもの以外にはあと一件あるのみでございます。いまして、そういう意味におきまして、暫定予算と表裏をなしますところの期限法を、暫定予算執行中にその円滑に資するために御審議願ひたいという趣旨では、大体類似した性格を持つておる、こういう意味でございまして。

○平林剛君 私の質問は大体これで終ります。

○木内四郎君 補助金整理の問題については、政務次官は、目下検討中だかというところで、項目とか金額についてお答えはないのですけれども、まあいまこの問題は突如として起つてきた問題であるならば、私はごもっともな点もあると思ひますが、すでに政府を担当されて数ヵ月に及んでおる。これは選挙の際にもそれ以前においても、すでに補助金整理ということ、いまの内閣あるいはその元の内閣であるところの総理の施政演説においてもその他においてもせん明されておる。それからあと数ヵ月経つておる今日、それを検討中だと言つて全然お答えにならないということは、またお答えになり得ないということとは、非常に職務意識ではないかと思ひますけれども、その問題はこれは別といたしまして、私が伺ひたいのは、しからばあなたの方の研究対象になつておる補助金の金額というものは一体幾らなのか。それを対象にしてあなたの方のほうで大体どのくらいのかということ伺ひたい。もちろん補助金の中に、継続することが適當でないというものがあれば、それを整理することはこれはいいと思ひますが、ただ漫然そういう見通し、計画もなしに、補助金というものは悪いものがあつたら整理していいだろうということ前提にして、それをあたかも政府の政策であるかのごとく打ち出して、しかも聞けば金額はこれから研究するのだというのじゃ、あまりにも無責任だと思ひます。補助金の対象としてあなたの方で考へておられる金額、さらに一歩を進めて、もしできれば、あなたの方で目下考へておられる項目はどんなものであるか、それによつてどれだけの補助金の削減ができるかということを知りたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 広い意味で補助金という形で申し上げますと、おそらく三千億ぐらいのものが考えられますけれども、この中には、当然たまたま義務教育費の国庫負担というやうな意味のものも含まれます。それが対象になるわけではございません。でも、もう少し具体的にさういふ何十億か何百億かわかりませんが、補助金の整理によつてどれだけの数字を浮かすことが見当がつくべきだという御質問、まことにごもっともでございますが、まだ何分にも政府部内全体の意見の調整のできておりませんところが相当多ございまして、さういふ点で、はなはだ申しわけないのでありますが、現在のところどの程度の金額をこの補助金等の整理によつて浮かせるかという結論に至つておりませんので、その点を御了承願ひたいと思つております。

○木内四郎君 先ほども申しましたように、もし継続することが適當でないという補助金があれば、これは当然整理をされるべきものだと思ひますが、さういふ抽象論で、補助金は整理した方がいい、整理すべきものは整理した方がいいというやうな、さういふ抽象論で、しからば政府はどうして補助金の整理をするということを言明したのであるか。

○政府委員(藤枝泉介君) 補助金の中に、ものによつては整理をすることが妥當であるというものがあつたことを考へまして、しかもこれは相当十分な検討を経て補助金の整理をいたしたということを言明しておつたわけでありまして。先ほどの御質問にも関連いたしましてお答えしたのであります。これは三十年度の予算を提出いたしました。ぜひさうして御審議を願ひたいというところでありますので、この予算とちろん関連をいたしまして、この予算提出の時期までには結論をつけまして、さうして御審議をいたしたい、さう考へておる次第であります。

○木内四郎君 只今御答弁のように、まあ予算を出されるときは、それは整理される補助金もありましようし、場合によれば、いまのあなたの御説明によれば、全然整理されない姿で出てくるかもしれない。まあいづれにしても、いづれかの形で出てくることは、これは当然だと思ひます。しかしそれにして、昨年の暮以来補助金を整理する、さうしてそれを財源を捻出して重点的な施策に特に向けるというのを言われると、それは補助金に悪いものがある、さういふ一般論から公約の政策を割り出されたとしたら、これは私はあ

まりに無責任だと思ひます。自分たちの研究の対象になつてゐるものはさういふものだ、そのうち少くとも金額においてこのくらい整理する、できれば主な項目はさうだということを腹に持つておらないで、悪い補助金があつたら整理すればいいというその抽象論をそのままとつて、政府或いは党の公約とするといふことは、これはあまりにも國民を馬鹿にしたものだと思ひます。もしあなたのほうの政策が、公約した政策がみんなそんなやうなものであるならば、これは実に無責任きまるものではないかと思ひますが、今日あなたの方の検討の対象になつておる補助金の項目はどういうものである、それだけ先ず第一に示さなければならぬ。しかるのちに、そのうち、どれとどれは研究の対象になつておつて、そのうちどれくらいのものは整理の予定であつたから補助金の整理という公約をしたといふことを言わなければ、あまりに無責任じやないかと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 補助金はちろんその成立の過程においては、当然必要であるから補助金が組まれたわけでありまして、その後の経過によりまして必要度の少くなつたものもあつた。それを整理をいたしてその費用を重点的な面に使うという、この根本方針は、どこまでも私どもは堅持いたして参る所存でありますし、そのつもりをもちまして目下三十年度の予算も検討中であります。ただ御承知のやうに、申し上げるまでもなく、補助金の種類が何百種という非常に広範にわたつております。その一つ一つについて検討をし、さらに政府部内の意見の調

整を願ひたいと思ひます。補助金というものは、非常に悪いものが多いと思ひますが、さういふ一般論で、補助金は整理した方がいい、整理すべきものは整理した方がいいというやうな、さういふ抽象論で、しからば政府はどうして補助金の整理をするということを言明したのであるか。

○政府委員(藤枝泉介君) 補助金の中に、ものによつては整理をすることが妥當であるというものがあつたことを考へまして、しかもこれは相当十分な検討を経て補助金の整理をいたしたということを言明しておつたわけでありまして。先ほどの御質問にも関連いたしましてお答えしたのであります。これは三十年度の予算を提出いたしました。ぜひさうして御審議を願ひたいというところでありますので、この予算とちろん関連をいたしまして、この予算提出の時期までには結論をつけまして、さうして御審議をいたしたい、さう考へておる次第であります。

○平林剛君 この国債整理基金への繰り入れということ、補助金等に関する特例の期限を変更する法律案の二つを並べた特別な理由があるのですか。

○政府委員(村上孝太郎君) 技術的な法案の形式でございまして、私のほうから御説明申し上げますが、確かに国債整理基金と補助金等に関する特例というものは、ちょっと字づらを見ますと違つてゐるわけでございますが、先ほど政務次官から御説明になりましたように、昭和二十九年の補正予算後の状態を二ヵ月延ばすということに照

応する、いわば暫定予算と表裏をなします法律案としましては、現在御審議を願つております歳入に関する期限立法と申しますものと、歳出に關しましては、この二本の期限法を延ばしますもの以外にはあと一件あるのみでございます。いまして、そういう意味におきまして、暫定予算と表裏をなしますところの期限法を、暫定予算執行中にその円滑に資するために御審議願ひたいという趣旨では、大体類似した性格を持つておる、こういう意味でございまして。

○平林剛君 私の質問は大体これで終ります。

○木内四郎君 補助金整理の問題については、政務次官は、目下検討中だかというところで、項目とか金額についてお答えはないのですけれども、まあいまこの問題は突如として起つてきた問題であるならば、私はごもっともな点もあると思ひますが、すでに政府を担当されて数ヵ月に及んでおる。これは選挙の際にもそれ以前においても、すでに補助金整理ということ、いまの内閣あるいはその元の内閣であるところの総理の施政演説においてもその他においてもせん明されておる。それからあと数ヵ月経つておる今日、それを検討中だと言つて全然お答えにならないということは、またお答えになり得ないということとは、非常に職務意識ではないかと思ひますけれども、その問題はこれは別といたしまして、私が伺ひたいのは、しからばあなたの方の研究対象になつておる補助金の金額というものは一体幾らなのか。それを対象にしてあなたの方のほうで大体どのくらいのかということ伺ひたい。もちろん補助金の中に、継続することが適當でないというものがあれば、それを整理することはこれはいいと思ひますが、ただ漫然そういう見通し、計画もなしに、補助金というものは悪いものがあつたら整理していいだろうということ前提にして、それをあたかも政府の政策であるかのごとく打ち出して、しかも聞けば金額はこれから研究するのだというのじゃ、あまりにも無責任だと思ひます。補助金の対象としてあなたの方で考へておられる金額、さらに一歩を進めて、もしできれば、あなたの方で目下考へておられる項目はどんなものであるか、それによつてどれだけの補助金の削減ができるかということを知りたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 広い意味で補助金という形で申し上げますと、おそらく三千億ぐらいのものが考えられますけれども、この中には、当然たまたま義務教育費の国庫負担というやうな意味のものも含まれます。それが対象になるわけではございません。でも、もう少し具体的にさういふ何十億か何百億かわかりませんが、補助金の整理によつてどれだけの数字を浮かすことが見当がつくべきだという御質問、まことにごもっともでございますが、まだ何分にも政府部内全体の意見の調整のできておりませんところが相当多ございまして、さういふ点で、はなはだ申しわけないのでありますが、現在のところどの程度の金額をこの補助金等の整理によつて浮かせるかという結論に至つておりませんので、その点を御了承願ひたいと思つております。

○木内四郎君 先ほども申しましたように、もし継続することが適當でないという補助金があれば、これは当然整理をされるべきものだと思ひますが、さういふ抽象論で、補助金は整理した方がいい、整理すべきものは整理した方がいいというやうな、さういふ抽象論で、しからば政府はどうして補助金の整理をするということを言明したのであるか。

○政府委員(藤枝泉介君) 補助金の中に、ものによつては整理をすることが妥當であるというものがあつたことを考へまして、しかもこれは相当十分な検討を経て補助金の整理をいたしたということを言明しておつたわけでありまして。先ほどの御質問にも関連いたしましてお答えしたのであります。これは三十年度の予算を提出いたしました。ぜひさうして御審議を願ひたいというところでありますので、この予算とちろん関連をいたしまして、この予算提出の時期までには結論をつけまして、さうして御審議をいたしたい、さう考へておる次第であります。

整もはからなければなりません段階で
ありますので、はなはだ申しわけない
次第であります、現在の段階におい
てこの項目を整理してどれだけ金額
がそれで節約になる、という具体的
問題をお答え申し上げられないこと
を、はなはだ遺憾に存するのであり
ますが、至急その点は調整をはかり
して、なるべく早い機会にさらに御審
議の資料になりますように、その点
のお答えができますようにとめたい
と存する次第であります。

○木内四郎君 まあ御答弁がでない
ならばこれは仕方ないけれども、個
々の項目については、それは困難だ
と、できなければ仕方があり
ませんが、大体の目安をどの辺の金額
に置いていいか、そのくらいのことを
言えないで補助金を整理すると言
うのは、あまりにこれは無責任だと思
います。この委員会というのは抽象
論をする委員会ではないのです。非常
に具体的にまじめにやっていると
なんですから、そのつもりで、あまり
手放しな無責任な答弁をしないで、何
とか、おおよその目安ぐらいのことを
委員の納得のいくように説明してもら
いたいと思えます。御答弁がでな
ければまたあらためて伺うことにし
て……。

○小林政夫君 国営競馬特別会計法を
改正する法律案の参考資料として配付
された二枚目の資産負債の一般会計へ
の引継に関する調の中で、二、三、三
尋ねたいのです。

この表に書いてあるものと、註で現
金収支が書いてありますが、現金収支
の見合うものがあるし、見合わないも
のがある。たとえば日本中央競馬会納

付金というのは、もし現金で入るなら
ば、未収債権とまでは言えないでしよ
うが、未収金ぐらいはあけなくちやな
らんだろう。それから現金収支の中の
資金前渡金というのはどういう性質の
ものなのか。それから資産の中で備品
が二月末と四月一日と引継ぐ際には約
十万円ほど増えている。整理する特別
会計で一カ月の間に十万円ほどの備品
をととのえるというのはどういうこと
なのか。

○政府委員(村上孝太郎君) これは詳
細には、審議局長もおいでになつてお
りますから、審議局長からお答えする
のが適當だろうと思ひますが、この前、
私が補足説明をさせていただきまし
たときにこの表もよつと御説明いたし
ましたので、その関係から申し上げま
すが、最初に未収債権の問題は、二月
末現在で、一番左の欄に六千五百万円
と出ておりますのが四月一日一般会計
へ引継見込額、この欄に七百五十万円
だけ残して、あとがゼロになつておる
点はどういう意味か、もう少し未収債
権が残つていい筋合いのものではな
かるかと、こういう意味だと思ひま
す。

○小林政夫君 現金収支とからみ合
せてですね。

○政府委員(村上孝太郎君) この未収
債権の六千五百万円のうちの大部分と
申しますものはこの現金収入にやつて
ゆくわけでございます、この中で七
百五十万円だけが依然として未収分と
して、これが過年度の財源でございます
ので、四月一日現在で一般会計へ引
き継がれるものでございます。その他
のものは現金になりますものの中でこ
の下欄の負債のほうの利払いに充てら

れまして、その負債の利払いに充てら
れた残りのものが、右側の現金のほう
に、約六千円程度になりますか、そ
れが移つていく、こういうことになつ
ていきます。その現金になります……
三億六千六百万円の中から現金になりま
す内訳を欄外に書いてございますが、
そこに日本中央競馬会納付金三千五百
二十四万五千二百四十五円、この一番
上の三千五百二十四万五千二百四五
円だけが二月末現在のバランス・シ
ートに載つて参る分でございます、こ
れがその次の次のページにございま
す。

中央競馬会からこの特別会計への納付
金でございます、これが二月末現在
ではまだ納付されてなくて、三月以降
に納付されるものでございまして、そ
れからあとに入ってくる分でありまし
て、そのあとの馬賃現預金五千七百万
円等が、それが右側の債務等の償還に充
てられまして、結局差引九千七百万円
というものが余りました現金として三
億六千六百万円に追加されて四億五千
八百万円となる、こういうことになりま
す。この備品の十百万円の増加は、具
体的な内容を私、存じないのでござい
ますが、三月末までに、これは大体この
前も御説明申し上げましたように、競
馬監督関係の職員に備品費でございま
して、これは特別会計は廃止いたしま
したけれども、審議局長、あるいは農林
省としての中央競馬あるいは地方競馬
の監督業務は残るわけでありまして、そ
の残る監督業務に必要なものとして十
万円ばかり二月末現在以降においてこ
の監督関係に必要な備品として購入さ
れる。その具体的財源はおそらく事務
予備費になると思ひますが、もし必要
でございましたら、詳しく申し述べま

すが、机とか「いす」とか、机とか「
す」はそうたくさんなくなるわけでは
ございませんから、必要な、たとえば
計算機とか何とかが想像されるわけ
でございますけれども、存続します監督
業務についての必要な備品、こういう
ものでございまして。

○小林政夫君 あるいはそういうこと
で必要なものも知れませんが、たか
十百万円のことですけれども、物件費を
節約するという建前からいって、今ま
の備品費六百四十二万何がしという
備品は、そういうものが是非とも必要
なものならばしょうがないけれども、
監督行政に使うような備品が今までに
なかったと思ひます。この廃止する
国の仕事としてはむしろ縮小的な意味
があると思ひますけれども、その点のや
り、行政のやり方の問題、金を使う心
がまえの問題として申し上げること
と、それからこれは会計……民間の会
計とどうも官業……あなたの方の
会計とは違ふのだけれども、現金収支
で日本中央競馬会の納付金なんかも、
このバランス・シートがあるのだから
未収金として計上すべきではないか。
この現金収支と、この資産、負債の引
き継ぎに関する調べというものの内
容が区別されておいて、中には符合す
るものがあるし、符合しないものがある
という書き方をしておるのはおかしい
ということ。その点はどうしてこう
いう分け方をするか。

○政府委員(村上孝太郎君) 確かに國
の会計はあまり普通の企業のように合
理的になつておりませんが、聞くところ
によると、この未収債権である
べき金で二月末現在の資産の中に三千
五百万円が入つておらんというの

当時納入告知書をまだ出しておりませ
んの、従つて國の確定的な債権とし
て計上しなかつたという技術的な問題
だと私は思ひます。

○小林政夫君 資金前渡金というの
は、
○政府委員(村上孝太郎君) 資金前渡
金と申しますのは、資金前渡官吏に交
付されている金のことでありまして、
御承知のように資金前渡官吏に資金を
交付しますときに、すでに國の会計法
規の手続としては歳出として整理する
わけでありまして、それが年度末になつ
て用に充てた残額がございまして、そ
こで初めて資金前渡官吏から、不用に
なつたものとして國に納付されるわけ
でございますので、二月末現在として
は國の資産と関係がない状態にあつた
わけでありまして、それが三月末にな
りますという、あるいは四月の出納整
理期間を経過しますという、資金前
渡官吏から、これだけ不用になりまし
たというので、初めて國の資産として
納付されて参ります。こういうわけで
ございまして。

○小林政夫君 そうすると、現金収支
で九千七百四十万五千九百六十九円収
入が見えておるわけですね。それはこの
上の表ではどこへ入つておりますか。
一般会計へ引き継ぎ見込み額の欄のど
こか……。
○政府委員(村上孝太郎君) この差引
九千七百四十万五千九百六十九円とい
うのは、結局債務を支払いまして、現
金として余剰となります金でございま
すので、三億六千六百万円にこれが足さ
れますという、これが四億五千八百
万円になるわけでございます、この
四億五千八百万円が國への納付金にな

るわけでございます。この四億五千八百万円にすでに納付されました四億七千万円ばかりのものと合算されまして、本年度の競馬関係の納付金九億二千万何がしという納付金が出てくるわけでございます。

○委員長(青木一男君) 速記停止。

〔速記中止〕

○委員長(青木一男君) 速記開始。

質疑を継続しますから、なお、おありのかたは……。ございませなければ、本日はこの程度にして散会いたします。

午後三時五分散会